



Title	公共財と集合行為：公共財問題の社会学的考察
Author(s)	元田, 州彦
Citation	年報人間科学. 1988, 9, p. 97-120
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9656
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学人間科学部〔一九八八年三月〕
『年報人間科学』第九号九七頁—一二〇頁

公共財と集合行為

—公共財問題の社会学的考察—

元

田

州

彦

公共財と集合行為

——公共財問題の社会学的考察——

はじめに

本論は、公共財の配分形態と集合行為形態との関係を整理することによって、従来社会学の領域で曖昧であった公共財概念を明確にすることを目的とした試論的考察である。

公共財という概念は、今日の社会学の領域において、資源配分の一つの様態を示すややレトリカルな言葉として用いられるほかには、これまであまり検討されてこなかった。確かに、国家、都市、自治体などを単位にした公共的な資源配分にアプローチする経験的な研究や、公共財概念を用いて個々人の相互行為を説明する実験モデルがなかつたわけではない。しかし、それぞの研究における概念の適用範囲は大方、任意なものであった。公共財概念自体が社会学的にいかなる含意をもつてゐるかは、まだ厳密に吟味されていない。

こうしたことの理由の一つには、社会学自体が公共財概念の本来的な出目を財政学や公共経済学に求めている事情を指摘することができる。一般に公共財を定義しようとする場合、決まって財消費の「非排除性」ならびに「非競合性」が内在的性質として挙げられるが、それはサミュエルソン、マスグレーヴ等の経済学者や財政学者

によつて整理された定義をそのまま踏襲しているのに他ならない。

(1) もつとも、純粹な意味ではその定義が妥当なものであると思える以上、その定義を覆す必要はないし、それらの領域での有用性も否定しない。ただし、社会学が公共財概念を自らの領域に引き込んで再整理することなく、無批判に援用することの問題は決して小さくはない。

それらの学問分野で公共財の「非排除性」・「非競合性」が強調される根底において概念枠組みに特有の前提を知ることは重要である。それは、市場経済の論理がそのまま通用しない財の供給を市場の論理によつて定義しようというものである。市場経済の安定化のために有効な処方を提供することを主要な課題とするこれらの分野にとって、公共財の生産ないし供給は、本来消極的な意味合いしか持つていらない。それらの性格は、財消費についてもつぱら市場交換に携わる個々人の任意の裁量が及ばない「消費の状態」に対して付与された残余の概念なのである。したがつて、公共財として認知される財そのものについて固有的なものではなく、問題構成上ひとたび市場での財の効率的な供給が可能になれば、解除されうるような資源配分上のミニマムな条件として位置づけられている。

もし社会学が、公共財の産出を規定する社会構造的条件を確定し、また人々の意思や行為が財の形成や供給に向けて果たす役割や機会を考察しようとするならば、こうした便宜性によって定義される公共財は、じつに曖昧なものでしかない。もし公共財の「非排除性」・「非競合性」の消費条件を実体的な形態として確定しないままに、財の供給と人々の行為とを関連づけるならば、おそらく人々に許される合理的裁量の範囲を過大評価することになりかねない。社会学が財の供給と人々の行為との関係を明らかにする際に提示せねばならない行為モデルは、経済学のよう市場における個人の合理的裁量を最大限に保障しようという事前のきまりに則つて構成される行為モデルとは別のものである。しかし、これまでの社会学の研究の多くは、経済学的な観念を前提としてきたのである。その結果、公共財の供給条件に対応した行為モデルを構成するとき、そこにはいくつかの問題点が指摘される。

本論の以下の部分では、公共財の社会学的な概念化にむけて概念的な要点を整理しつつ、公共財の定義域を「非排除性」・「非競合性」という内在的性質からではなく、そうした性質が供給の条件として組込まれる配分形態から捉える指針を提起しようと思う。それによって、従来の経済学的な行為モデルが想定していたのとは異なるって、実際は人々の行為の範域がいかに規制されたものであるかを確認し、その規制された範域のもとで公共財の供給にどの程度まで人々が関与できるかについて考察する。そして議論を進めるなかで、本論は以下のことを明らかにする。

第一に公共財はその配分形態に基づいて定義されること。第二に公共財の配分形態は単一のものではなく、少なくとも一つに類型化されること。第三にそれぞれの配分形態には、相応する集合行為形態が合致し、対照的な行為モデルをもつこと。以上三点である。

一、公共財の社会学的概念化にむけて

まず第一章では、公共財概念の社会学的な理解に向けていくつの論点を整理する。

上で述べたように、社会学の領域で公共財に関する対象領域は、これまでそれほど明確には認識されてこなかった。しかし今日では、次第に現実的な様相から公共財問題についての関心が生まれつゝあるように思われる。もつとも、医療、教育、住宅、不動産、福祉などいまや社会問題として重要なトピックに挙げられるテーマの多くが、いわゆる「公共財」やその他のサービスなど資源の公共的な配分や管理と不可分に結び付いていることを考えれば、それほど不思議ではない。社会学の関心は、現実的な対象から新たなプロブレマティックを発見することに見受けられる。

たとえば、本来の対象である都市やコミュニティばかりでなく、国家の問題まで研究対象とする近年の都市社会学は、社会的諸問題における公共的な資源配分の問題に着目し、資本主義的な生産様式の中における配分問題の今日的な存立様態にアプローチしつつある。(2)また国家論あるいは危機論と呼ばれる分野においても、国

家政策の中に占める様々な福祉、所得再分配、あるいは「労働力の脱商品化ならびに再商品化(Offe)」等に表される「政策応答性」の位置をシステム維持や財政問題との関連で取り上げている。(3)それらの議論の中では、公然とあるいは暗黙に、資本主義社会における市場経済の機能不全ないし失敗が指摘され、経済の主導性に関する国家の介入実態を捉えているが、同時に不安定な市場と社会制御の裁量を持った国家との間で増殖される多様な社会的ニーズの「相剋性」、すなわちどのニーズも一般的であるゆえに、いずれの解決策も不合理な結果に帰結する様相が社会生活領域に再生産される社会的不平等として議論されている。

このように都市社会学も国家論的視点も、公共財問題に関連して実際的なプロブレマティックを提起しつつあるように思われる。しかし、それらの議論を公共財概念の理解にそのまま用いることは、適切なものではない。というのは、公共財が政策用具として現れる国家介入主義的な局面や、一般的なニーズの相剋性に由来して社会的不平等が産出する局面、いざれも公共財がシステム維持やニーズの競合において果たす社会的機能について触れられているものの、公共財の供給に関わる構造や様式についてほとんど言及されていないのである。公共財の概念およびその様態は、いまのところ記述的な説明段階にとどまっている、といつてよい。

そこで公共財を概念的に理解するために、一旦現実対象への接近のなかで見出されたプロブレマティックから離れ、むしろ公共財がどういう過程によって産出されるかを明らかにする作業から出発し

なくてはならない。公共財が未だ経済学や財政学の借用概念にとどまっている以上、そこから演繹された視点は、理論対象として扱うのに不適合な側面をもっている。

以下の議論では、特に公共財問題について最も重要なと思われる「資源配分」と「利害の調整」という二つ論点から、経済学からの借用概念を無批判的に導入した結果招いた問題点を指摘し、それに代わる社会学的概念の枠組みを整理する。

公共財の配分についての経済学的前提

まず資源配分における公共財供給の位置づけについて概観してみよう。

資源配分は、用途によって可処分様式や便益形態が変わりうる資源を選択肢として用意される複数の利用過程にどのように割り当てるか、あるいは割り当てないかを決定する選択的な資源投入、あるいはその手段を指す。

投入される資源には、物的資源のほかに人材、情報、社会関係なども含まれるが、ふつう複合的な形態をとるのが一般的である。重要なことは、資源配分というものは、单一主体による行為ではなく、決定を伴った社会過程の一つの様式であるという点である。経済学は、資源配分についてもっぱら物的資源しか扱わないようにおもえるが、それでもやはり、複合的な資源処理を伴った配分様式を与件としていることには変わりはないのである。公共財もそうした

社会過程のもとで選択された複合的な資源形態を表している。

経済学的視点は、この資源配分を分析的に扱うために、いくつかの特有の前提を用意する。

第一の前提是、方法論的個人主義の人間観のもとに資源配分一般の決定基準を第一義的に個人に委ねることである。個人は、自己利益を獲得するうえで功利主義的な合理性を行動律にして市場に参加する主体と位置づけられる。つまり個人は、経済活動する上で少なくとも行動した結果として獲得される便益以上にコストを支払ってまで行動しない程度に合理的であり、また社会過程ではそうした合理性に則って行為することが求められ、かつ許されている。この合理的な行為する個人についての考え方は、もともと市場交換を媒介にして配分される量自体が個人の決定下に置かれている私的財の供給については、ごく当たり前に受け取られてきた。同観点では、公財の供給可能性を説明する際にも同様の前提をとっているのである。

資源配分を扱う場合の第二の前提是、供給の効率性である。社会

過程は、上の前提により合理的な個人の参加過程として扱われるが、同時に個々の決定の集合的結果について供給の効率性が求められる供給機会として捉えられる。経済学的視点で公共財は、市場において私的財の分配や供給が効率的ではない場合に供給されるべきものと見做されている。その場合供給の効率性とは、「パレート最適」、すなわちある「人々の状態が良くなるとき、他の誰もが悪い状態にならない」ように分配するために達成される条件であり、

それが本来的な社会的な目標と見做されている。市場においてこの

効率性達成の見込みがない場合に、公共財の供給が要請される。この考え方の上で、公共財の定義域もまた供給の効率性において設定されてくる。

経済学の領域では一般に公共財は、次の二つの性格によって定義されている。すなわち

「消費の非排他性」

一度財の財の供給が可能になれば、その消費が排除されない。

仮にその財の消費にあたってコストが支払われなくとも、その理由で特定主体を排除できないか、排除できたとしても高いコストを必要とする。

「消費の非競合性」

もしある個人が消費したとしても、他のどの個人に対しても消費する量を減少させない。

経済学的視点は、この「非排他性」・「非競合性」を財そのものの内在的性質として規定する際、市場に媒介された私的財との対比のなかで、財が生成される社会過程の原理的相違を暗黙裡に前提とする消費状態ないしその成立条件と考えている。この消費条件としての「非排他性」・「非競合性」が公共財を私的財と区別させるマルクマールとなっているのである。ただし、公共財が供給されるに至る一連の過程と私的財が配分される過程とは、概念的には消費機会を

特定する条件について区別されるものの、個々人の活動に対しても機能的に同等なものと考えられている。(5)その理由には、経済学的視点が、資源配分の次元ではいずれの財で供給するかを診断することを目的としており、そのため双方の過程における需給の均衡、すなわち供給局面での消費機会の安定を個人の選好の結果が反映される効率性に基づいて判断しようという立論上の関心がある。財供給の消費に対する機能的同等性は、公共財として供給される財でも、効率性基準の上で市場供給のほうが有効であるならば配分方式を私的財のほうに置き換えることを意味するが、財はそれゆえ効率性基準からみて優位な消費機会に見合った形で提供されるものなのである。公共財の「非排除性」・「非競合性」は、その限りにおいて必ずしも財そのものの本質的かつ固有の性質には該当しない。

以上の点から、経済学的観点での資源配分に関する問題関心は、次のようにいえる。すなわちある財を市場によって私的財として供給するか、それとも政府によって公共財として供給するか、そのいずれが望ましいかを消費機会に表される効率性によって合理的に判断することである。このように資源の合理的配分についての経済学的処方では、公共財の配給にも間接的にではあるが市場と同様に効率性が問われてくるが、それは方法論的個人主義の原則に基づいて公共財の配分決定についても個々人に活動選択の裁量が帰されていふことが前提となつてゐるからである。これにより、公共財の供給は、効率性という点で社会過程において各個人が行う配分決定の集

合的成果に依存すると考えられているのである。

利害調整についての経済学的前提

公共経済学では、暗黙裡に「非排除性」・「非競合性」で表される消費条件が公共財供給の社会過程を特徴づけるものと見做しているが、その過程 자체の構造を明らかにすることには関心がない。それは、いままで述べたように、資源配分自体が市場交換と公共的な再分配とにまたがつた効率的な供給の選択に関するものであり、合理的判断の基準が消費機会の安定化なし効率化だからである。経済学はどうであらうか。社会学的にみて公共財供給の社会過程に個々人の配分決定機会を想定するならば、個々の私的利害がいかに調整されるかは、消費機会の効率性とは異なる意味で、公共財の供給可能な性を考察する上で不可欠な議論である。また社会過程が単一の公共財の供給に限定されるものではなく、公共財間の多元的な資源配分をも含み込んでいるとすれば、利害調整はこうした配分問題として無視できない課題である。

経済学の前提においては、集合的な利害調整は、個別的な配分決定と同様に、基本的に市場において活動する個人の合理的裁量を最大限に保障することを目標に据える。そのため、財の供給に対応する利害調整について次のような過程を付け加えている。

第一に、市場への参加の際と同一の合理性のもとで、公共的な選択においても個人の選択しうる価値が「可塑的」に決定できるという仮定である。すなわち、個人は、公共財の供給についても自分自身にとって合理的に選択しうる価値がある場合に、任意に配分決定を行うことが出来るというものである。これは、公共財の供給契機が個別的な選択を集合的ニーズへと方向付けるのではなく、逆に個別的な選択の集合的成果が潜在的な集合的ニーズに関わりなく供給契機を作りだすことを意味する。

ところで、もし配分決定が第一義的に個人に帰されるならば、個々人のあいだの私的利害の調整には、市場と異なる形態で何らかの確認機会が存在するはずである。しかし経済的観点は、なんら利害調整機構をも提示していない。その代わりに、「個人の利己的な選択範囲がある限定された範囲内にとどまっているならば、その結果として集団レベルでの功利性を極大化する」という功利主義的的前提を打ち出すことによって、公共財が供給される場合、私的利害のそれが集団功利性によって解消されるものと考えるのである。

集団功利性の原理は、個々人の合理的選択と財の供給可能性との間に線形的関係が成立するものと仮定することから、その原理に基づくかぎり配分のための利害調整の特異な機制をあえて考察することを必要としないのである。

第二の仮定は、「規模の経済ないし不経済」に基づいて公共財の供給が様々な手段レベルで観察可能なものであるというものである。

集団功利性の原理から公共財の理想的な供給条件を想起するなら

ば、それは個人の合理的選択の範囲が環境条件としての集団単位と適合する結果、財の供給が効率性にあつた適正規模の母集団において達成されることである。⁽⁸⁾

この仮定を受け入れると、ある集団においてすべての個々人に集合的な便益の享受のために配分決定に関与する機会が与えられれば、その集団の規模に応じた公共財の供給可能性に関する行為と経済性のモデルを構成できることになる。ここでも利害調整の条件は、せいぜい財に見合った適正規模の集団単位で確定されればよい。たとえば、利益集団の分析単位では、財の配分裁量が許容されているメンバーに対し、選択的誘因やその他のサンクションの提供によって集団参加を促し、結果において私的利害を誘導するリーダーを見出すことができる。⁽⁹⁾また国家単位では、裁量に中立性を持つた政府、および様々な利益を代表する集団を統合する多元主義的政治システムが与件化される。⁽¹⁰⁾特徴的のは、いずれの場合も、利害調整という点で市場と同様な「予定調和的」な社会過程を想定し、また個々人は集合的な利害組織化に参加することを通して財の供給に貢献する十分な機会と能力をもつていると見做されていることである。

「規模の経済・不経済」に表される集団適正規模の可塑性は、利害調整に関わりなく、こうして個人の合理的な裁量の集合的な成果、すなわち個々人の貢献の集積によって公共財の供給可能性を規定するものとなる。

以上公共財の供給に関する「資源配分」と「利害調整」の経済学

的な捉え方を概観した。資源配分は、公共財ならびに私的財という形態を問わず、供給の効率性という観点からいかなる消費機会を人々に提供するかという水準で問題になっている。その問題水準では、公共財の供給に関する過程の利害調整的側面は度外視されるか、もしくは所与のものとして扱われている。これは、効率性に適合した消費機会が与えられる適正規模の集団において財が供給されれば、その限りにおいて利害調整は解消していくだろうという仮定が暗黙のうちに資源配分の合理的処方のなかに含まれているからである。

また、経済学的観点は、個々人の合理的選択が公共財の供給のうえでかなり自由度が許された行為であることに加えて、その自由度ゆえにその行為が財の供給可能性を規定するのだという点を強調している。これは、個人が関与する母集団が彼または彼女に何ら事前の拘束を与えない集団規模の可塑性に依拠しているのである。功利主義的な前提による方法論的個人主義のアプローチは、公共財の供給条件を配分形態や利害調整への参加形態から明確に規定していない。その代わり、個人対市場の関係のアナロジーのもとで架構として成立する合理的な個人と漠然とした集団の相互作用に公共財の消費機会の選択を委ねているのである。

経済的的前提の社会学的な問題

—集合財アプローチ—

ところで、仮に利害調整過程を射程にいた公共財の資源配分モデルを考察しようとするならば、これまでの前提はどうなるだろう

か。おそらく利害調整は市場とは異なった配分上の社会関係を個々人に要求するだろう。また社会関係は、市場とは異なった様態の消費機会、つまり財への接近機会を個々人に提供する、と考えることもできる。経済学モデルでは個々人の合理的選択の機会と効力が財の供給可能性を規定するのだという仮定が強調されたが、もし利害調整に特定の社会関係を要するものなら、配分に適した消費機会の提供をその仮定に依拠した効率性の観点から診断することは困難になるだろう。

資源配分の経済学モデルは、社会過程としての利害調整を度外視したところに仮定された包括的な集団観念を基礎に構成されている。しかし、公共財が社会過程すなわち行為主体相互の規範関係を前提とした一連の調整過程によって形成される複合的な資源であるた。しかし、公共財が社会過程すなわち行為主体相互の規範関係を前提とした一連の調整過程によって形成される複合的な資源であるとするならば、公共財の内在的性質である「非排除性」「非競合性」はその主体間の社会関係の性格と対応して、より具体的かつ特體的な供給条件として顕現するにちがいない。それならば、行為主体間での調整を作動させる規範関係、調整過程への参加形態、行為としての利害組織化形態、そしてそれらの関連構造などが、いまや公共財の「配分形態」として明示的に概念化され、現実的な対象との関連で確定される必要があろう。その意味で経済学モデルは、公共財の配分形態をほとんど無視しているといつてよい。

しかし残念ながら、これまで社会学においては経済学モデルが公共財の供給に関する行為連関の概念的前提出してきて。(1)言い換れば、概念の援用のおかげで本来社会学が対象とすべき課題

の代わりに、功利主義の漠然とした個人と集団の相互作用論を踏襲してきたのである。では、この概念援用の結果、公共財の社会学的認識にどのような問題がでてきているだろうか。そこで、社会学の領域、とりわけ国家から利益集団にわたる集団分析に少なからぬ影響を与えた、いわゆる「集合財アプローチ」と呼ばれる観点から、集合財ないし公共財の供給における問題との関係を見てみよう。

「集合財アプローチ」は、次の二つの理論的性格を持つた分析枠組みである。すなわち、①ある任意の母集団において「集合財（co-*lective goods*）」を供給させるために、いかに「集合行為」として利害を組織するか、それを説明しようという「集団形成論」的性格と、②財供給の経済性（効率性）を満たす適正な規模の集団をいかに決定するかというように、「規模の経済・不経済」に関わって供給機会の診断を担う「配分論」的性格である。⁽¹²⁾

集団形成論的性格は、方法論的個人主義的な立場に基づき、合理的な選択者である個々人に集団への参加という行為の形で配分決定機会が与えられていると仮定して、集団への参加条件から財の供給可能な選択を導出する分析上の戦略をもつ。他方、配分論的性格は、対象集団の特質に直接関わりなく集団規模を独立変数において、集合行為への個人参加および「ただ乗り（free rider）」としての不参加の可能性から財の生産性の最適性を予測する方針を打ち出す。これは明らかに、今まで述べた経済学的な問題関心が最もよく集団的行為の水準に適用されているケースといえる。⁽¹³⁾

このアプローチで扱われている集合財概念は、定義上「非排除

性」・「非競合性」を含む点で公共財と同じである。ただし、集団規模の可塑性を前提にして集合的な目標を追求するあらゆる集団にそれを当てはめる点で公共財より一般的な概念といえる。またこれが概念のもつ便宜性を表しており、国家や自治体ばかりでなく、企業などの経済的利益集団、労働組合のような非営利集団等の様々な種類の集団単位に適用できる。つまりその概念は、予め限定した範囲で財の「非排除性」・「非競合性」を満たしうる集団を疑似的な自己完結性のもつた被供給母集団（以後、母集団とする）として設定しうるのである。

この集合財と集団の概念のもとで説明される集合行為の論理は、それゆえ方法論的個人主義の人間観と功利主義的な集団特性を包含する合理的選択の仮説を反映している。⁽¹⁴⁾合理的もしくは利己的な個人が集合財を供給する集団内に参加し続けられる条件が用意されるなら、その集団が存続するかぎり、集合財の供給が遂行される。いいかえれば、集団の形成ないし存続が集合財の供給可能性を左右する条件となるのである。集団はそのため集合財を供給すること以上に、合理的個々人の参加を起こす条件を用意しなくてはならない。集合行為は、その意味で利害の組織化において利己的な人々が参加しやすくなる合理的条件を提供する一連の組織的努力を表す。

さて、この集合財アプローチは、集合行為と集合財供給の関係を様々な集団単位に適用して、財の配分の一般的条件を提起する集団論的アプローチである。もしこれを適用すれば、公共財を含めた集

合財は、单一の配分形態によって規定されることになる。しかし、少なくとも公共財に関していえば、財が確定される際に弁別しなければならない主体間の社会的関係や集合的な利害調整に基づく配分構造などをその認識枠組みから捨象している点を再検討してみる必要がある。

集合財アプローチの難点は、集合財の生産・消費を特徴づける社会過程を規定した集団概念を用いていないところにある。また集合財概念は、利害調整の上で不可欠な集合的な配分決定を含め公共財の配分形態の特徴を示していない。これらの点が以下のようにいくつかの未解決の問題を残している。

①合理的な選択行為としての参加形態

このアプローチで「参加」は、個々人の主体的裁量が許容された配分決定行為の機会を意味すると同時に、必要な負担を提供する機会をも意味している。他方集合行為は、規模において財の供給を決定づける供給母集団が存続するような条件を整えるために、利害を組織する組織的努力を指してきた。

このことで問題になるのは、個々人は一体供給母集団と集合行為のいづれに参加することを「行為」として選択するのかということ、別の言葉でいえば、個々人は財の供給のための負担をどちらの対象集団に供出するのかということである。

集合財アプローチでは、参加形態は個人の合理的裁量に委ねられるふとを前提としてさえいえば、それ以上行為選択の対象を厳密に規定することは必要ないと考えられていた。しかし参加が具体的に

なされる対象が変われば、負担供出の形態が異なつてくる」とは十分予期される。たとえば租税は公共財の供給のために調達される財源ではあるが、利害組織化に個人が支払う負担ではない。

この点については、人々が集合行為にコストを支払うにせよ母集団に支払うにせよ、双方の集団間の関係が明らかにされなければならぬ。

②配分関係をつくる集団的主体間の位置

第一の問題を解決する概念の解釈プランの一つは、集合行為と母集団が概念的に同義なものと考えることである。つまり集合行為それが自体を財の配分関係を担う集団と仮定するのである。その場合、供給と享受の主体的関係は、集合行為に組込まれる。公共財は单一集団内の自己完結した配分関係において産出されると意味される。

これについては、集団において利害組織化の主導的な役割を請け負う「政治的企業者 (political entrepreneur)」と呼ばれる行為主体の議論において最もよく表されている。この行為主体は財の供給を可能にするために集団を維持する要件「例えば、選択的誘因 (selective incentives) の提供」を満たすと配慮する。政治的企業者は必ずしも財の供給主体ではないが、配分関係は集団内の政治的企業者と参加メンバーとの完結的な関係と重複して規定される。⁽¹⁵⁾

しかし、われわれは、社会制度としての公共財の供給機構を考えた場合、こうした議論の限界に突き当たる。すなわちその制度とは、政府を供給主体とした政治体レベルでの配分関係であり、今日公共財の供給条件を考えるには最も一般的であり、支配的な形態で

ある。集合財アプローチの観念上の誤謬は、政府のような供給主体と他の集合的主体との区別を配分関係のうえで考察せず、その反対に集団規模の経済性を比較するために双方の集合行為を連続的なものと仮定したところにあった。⁽¹⁶⁾つまりこれまで供給と享受の配分関係が複数の集団主体間において成立する供給条件について厳密に考慮してこなかつたことは否定できない。その結果は、利害調整を单一集団内での予定調和的な社会仮定に解消させうるのだという仮説を受けいれるとともに、配分決定機会における集合的主体間の裁量範囲と組織能力についての構造的差異を無視し続けることを許したのであつた。⁽¹⁷⁾

集団的主体の社会関係上の位置づけが明確になるにしたがつて、功利主義的な集団観念に依拠して公共財の配分形態を单一なものと見做すことは説得的でなくなりつつあるようと思える。

③利害組織化としての集合行為の社会的機能

右の問題から、集合行為と供給母集団とを概念的に同義に扱うことが不都合な配分過程の存在が指摘され、集合行為による利害組織化への個人参加が必ずしも第一義的な供給条件でなくなる事態が予測されるようになる。これより、集合行為自体が持つ財の供給可能性が再点検される必要が生まれてこよう。実際の支配的な配分決定機構のように、利害調整過程が供給—享受関係を構成する複数の集団的主体間に生ずるならば、消費機会への接近ではなく、利害組織化自体が、公共的な配分決定過程への参加形態として財の供給可能性に関連して議論されてもおかしくない。もしそうなら、集合行為に

よる利害組織化が供給母集団の維持に果たす機能と行為形態は、配分形態によって特徴づけられなければならないだろう。

結論をいえば、公共財の配分形態、とりわけ集団間の配分関係における利害組織化の位置と機能を概念枠組みにおいて定めなくてはならない。そうしない限り、集合行為がいつたいかなる機会にどれほどの公共財の供給可能性をもつてゐるのか確定することはできないからである。財の供給可能性を考察するには、個人の行為よりも利害調整における集合行為の機能やパフォーマンスについてより多くの条件が確定されるべきである。

以上、経済学的前提に内在的に起因する社会学的な問題点を指摘してきたが、そこでは集合財アプローチが公共財を集合財一般と混同することによって、いかに人々の行為選択の裁量や集合行為の機能に関する曖昧な観念を提供しているかが明らかにされた。功利主義的立場によって全面的に仮定されてきた個人の行為選択の裁量は、特定の配分形態に対応した集合行為形態によっては限定される必要がでてきている。またそれゆえ財の供給条件を確定するための考察対象には、配分形態を加えることが求められている。もし社会学が公共財を理論対象として理解しようとするならば、いまや個人主義的な人間観において根強く残つてゐる功利主義的な観念から離脱して、社会過程の構成原理を経験的な環境の中で確認しなければならないだろう。

一、公共問題のための社会学的的前提

公共財に関する社会学的視点は、財が供給される社会過程に注目することによって、概念化を試みる。公共財は、単に集合体の中で共有された欲求を満たす目的や利益の様態を示す概念ではなくて、利害組織化の様式と機能が特有の配分形態に関連して規定される、複合的な資源とその供給条件に与えられる概念を指し示すものと考える。その公共財の概念化のためには、公共財の配分形態、利害組織化形態、およびその両者の関係が概念的に提示されなければならぬ。まずここでは社会学的に扱う場合の基本前提を整理してみよう。

社会過程 公共財は社会過程の産物である。これは言うまでもなく、公共財が目的論的行為の調整においてはじめて顕在化する資源であることを明示する基本的な前提である。それゆえに、ある二二が具体的な利害組織化を引き起こす以前にすでに共有されたものと思われている潜在的な利害または目的、あるいは自然公共財のように所与にして公共財と見做されるものは、概念の対象に該当しない。

意味付与 社会過程が作動する以前に公共財が潜在的なものあることは本来的なものとして存在するという考え方には、次の前提を受け入れるならば、けして望ましいものではないだろう。すなわち、公共財を産出する社会過程が本来「意味付与的」な行為調

整や合意形成の手続きを含んでおり、公共財を供給し続ける上で社会関係上の象徴的媒体となつてゐる、という前提である。

この点を財の「希少性」から考察しよう。公共財は、人々の生活手段や共同的な命運として人々の當為を左右する多く希少な資源や手段がそれを希求するより多くの選好機会に對して不足すればするほど、その手段が希少だということになる。しかし公共財に託される希少性はこうした手段の不足を意味するものではない。⁽¹⁸⁾むしろ立に希求される選好機会が少ないほど、公共財は生活手段や生活機会として希少なものとなる。つまり公共財が希少なものとなるのは、他の社会過程によつては獲得され得ないという意味でそれが選択不可能である場合においてである。だがこうした機会の認識は、けして自然状態にあつて成立するものではない。それは、経済的な意味での希少性とは別に、共有する最少の文化的価値や歴史認識、生存条件や生活機会に対する定義、歴史的に獲得されてきた社会的権利等についての、人々の間で「学習された意味」によつて規定され、かつ支えられるものなのである。この学習によつて獲得された意味こそが、公共財の産出に寄与する社会過程を存続させる条件なのだといえる。

行為形態の分化 第三に公共財の社会過程では、個人の活動単位ではなく集合的な活動単位に注目すれば、供給や消費に關わる行為形態と利害調整や配分決定に關わる行為形態が構造的に分化されており、したがつて双方の行為形態が概念的に区別されると仮定され

る。この区別を財の享受主体の立場に限定すれば、行為が「消費形態」と「利害組織化形態」として分離されることを意味する。

この行為形態の区分には、大きく三つの意味がある。一つには、集合行為が利害組織化形態に限定されることによって、そゝへの個人の参加および労力の投入が、財消費のための負担と区別される点である。二つには、供給—享受の配分関係が複数の集団的主体間ににおいて現れる場合、利害調整が集合行為のレベルと配分決定のレベルの一段階に分化する配分決定構造を説明することができる。言い換えれば、これにより配分決定の内容が個人的な裁量の範域から離れて、制度や組織の多元的な位相のなかで考察できるようになる。

第三に、財の非排除性と非競合性によって特徴づけられる享受主体の消費機会の条件を行為の消費形態において理解しつつ、他方で集合行為の供給可能性を曖昧な集団規模でなく利害組織化形態に限定して確定できるようになる。

これら三つの要点は、財の供給機会を第一義的な意味で個人の選択 (preference) と切り離して、それによって財の消費が個人の選択ではなく機会構造によって規定されている局面と、集合行為が配分形態にしたがって利害組織化の方向を提示する局面とをそれぞれ強調するのである。

個人行為の裁量範域

最後の前提是、公共財に関与する個人行為に関するものである。集合財アプローチでは、経済学的的前提同様に個人の行為選択の裁量が直接的に財の供給可能性と関連して主張された。その際、集合行為への参加は、集合財の供給コストを負担す

ることと同義に扱われていた。

しかし享受主体の行為が消費形態と利害組織化形態に分化されることは考えれば、消費に関する行為自体が財の供給可能性に直接的に関連すると仮定することは妥当ではない。例えば、租税のようないくつかの財の供給に必要な負担は、一般的に個人の裁量とは無関係に財の消費を強制する。租税を財源とした財に対する消費行為は、個々人の裁量よりも非排除性や非競合性を満たす客観的な消費機会によって規定されてくる。公共財の消費機会への個人的な接近能力 (accessibility) は、必ずしも供給の決定や存続についての個人裁量を反映したものではない。租税システムを持つ配分形態で、個人の裁量はせいぜい利害の組織化における限定された範囲で許容されるに過ぎないのである。厳密にいって参加という形で表される個々人の主体的行為は、供給母集団への参加ではなく、集合行為への参加を意味するものと限定されるのが妥当である。

公共財の配分形態は、以上の前提をもとに確定される。次にこの観点からどのような要因から公共的な配分形態が構成され、いかなる機能で集合行為が財の産出のために寄与するのかを考察しよう。

配分形態の公共性条件

公共財は、非排除的かつ非競合的な消費条件を満たす配分形態によって供給される。従来の議論では、それらの条件が個人の合理的な選択の遊戯を許容するため、財の供給可能性が集団規模に示される

個々人の参加に依存すると考えられていた。しかし本論では、これまでの考察の中で、むしろそれらが人々の個別的な裁量を限定するものだということを示唆してきた。この点に関して、消費機会と利害調整過程において非排除性・非競合性が実現される条件から再確認してみる。

財の非排除性・非競合性を配分形態において具体化させる条件を「公共性条件」と名づければ、公共性条件は財享受主体の消費形態と利害組織化形態の双方にそれぞれ特徴的な様式と機能を与える。

消費形態における公共性条件 財の消費形態は、負担供出と便益享受との特定の関係に基づいて構成される。つまり負担供出の仕組みが変われば、消費の状態もまた異なってくる。消費形態において非排除性・非競合性を達成させる公共性条件は、「ただ乗り」行為として選択する個人の功利主義的な動機づけから切り離して、母集団のすべてのメンバーに消費機会を供与するために資源配分を正当化する根拠である。公共財として財が供給される場合、およそ一つの公共性条件においてそれぞれ消費形態が現れる。

第一の条件は財の消費機会と直接結合されることなく定常的に負担を供出させるシステムを導入することである。租税システムは、消費目的を直接的に特定しない負担を一般的に供出することを義務づける代表的な装置である。そこでは、消費目的は負担供出機構と分離した利害調整機構で集合的に決定され、便益享受機会は負担の量に関わりなく集合的な意思決定に依存するようになる。こうした一般的な負担供出機構は、財供給の費用と享受価値量との「不可視」

的な交換関係をもたらす結果、特定の財の供給についての負担供出に關する打算的な行為（ただ乗り）を封じ込める。⁽¹⁵⁾

一般的な負担供出機構の場合、財の消費は個々人の主体的裁量による消費決定に依存することなく、配分決定のもとで供給が実施される限り、個人に不可避的に与えられることになる。

第二の条件は、便益享受機会への「排除原理」の適用を含んだ規範的な社会関係を構成することである。先の制度的枠組みは個人の参加なしし消費決定に関わりなく、所与の母集団に対して消費を非排除的かつ不可避的に用意するが、個々人の参加によって母集団が構成される場合には、個々人の行為に対する規制が不可欠である。なぜならば、特定の財の供給による便益享受と負担供出との関係が可視的になる場合、個々人の合理的な打算がはたらきやすくなるからである。便益享受機会の「排除原理」は、ただ乗りの封じ込めとともに、行為調整過程において調整になじまない利己的な単独追求行為へのサンクションの機能を持つ。

この「排除原理」の適用は、財消費の非排除性・非競合性を規範的な社会関係内で達成させるためのものであるが、消費のために個々人の負担を引き出すうえでは消極的な機能でしかない。これは、次に言及する行為調整における集団学習機能によつて「意味付与された消費」を内面化させる前の、先行条件なのである。消費形態における公共性条件は、利害調整段階での公共性条件と相補的な関係を持つ。

とまれ、前者の条件は一般的な負担のもとで個人に対する財の

「客観的な消費」を用意することによって、また後者は個人行為の調整不良を理由に消費の排除原理を適用することによって、消費の選択に関する個々の打算的かつ戦略的な行為プランを誓約することを目的とする。

利害調整における公共性条件 集合的意思決定とりわけ配分決定においていかに非排除性を満たすかという、利害調整における公共性条件は、「公開性」とか「参加」という要件について求められる。これらの要件は、負担供出と便益享受の関係を正当化するために母集団に対して非排除的に満たさなければならぬ。といふのも供給主体にとっては、利害調整において参加の非排除性ならばに公開性の原則が正当性を調達する機会であるとともに、唯一の方法となるからである。しかし参加の様態は先に区別した消費機会に関連して異なっており、利害組織化の方向と機能はその様態において特徴づけられる。

まず、一般的負担供出形態によって消費形態が規定される配分機構では、利害組織化は配分決定過程への参加形態であり、供給ならばに決定を担当する主体が利害組織化を図る主体に対して非対称的に権威的統制力を持つ。公共性条件は、利害組織化された主体を調整過程に非排除性に参加させることにより、配分決定を担当しつつ消費機会を提供する供給主体を正当化するためのものとなる。この配分機構における利害調整では、性質上複数の財供給を請け負つている。財の供給量と供出された負担量の不等価性は、この配分機構内の資源配分の複合性に由来しているわけだが、もし供給のため

に一般的負担から調達される財源が要求される供給プランの遂行に必要な量よりも制限される場合、供給プラン間の関係は配分決定上競合的にならざるを得ない。ある財の供給のために動員する利害組織化は、それゆえ配分決定に対する要求勢力（集合的行為主体）の集合行為として現れて、相互に競合する主体となる。

このように、一般的負担によって財の供給が賄われている場合では、供給プラン自体が優先順位をめぐり競合的にならざらうえない。したがって、利害調整は集合的な意思決定における参加の非排除性を保証しつつ、利害組織化間で競合させる仕組みを用意する。それは、非排除的な消費機会と関連づければ、利害調整過程で参加を非排除的に満たすことは、負担供出の正当化のために不可欠となるからである。こうして利害組織化の配分決定過程への非排除的な参加が、公共性—すなわちこの場合、被供給母集団に対する配分の一般性を正当化する要件—を満たす先行条件となる。

それに対して、便益享受機会に排除原理を導入する配分機構では、利害組織化それ自身が個々人の参加について非排除的な調整過程を持つ参加形態となる。そこでは、基本的に配分関係が利害組織化ごとに独立しているので、利害組織化自身が競合的になることはない。利害組織化への参加主体としての享受主体は、基本的に個人を単位とした目的論的な意味で同質的な参加主体である。したがつて先の制度枠組みに比べ、供給に関する利害確認が可視的なものとなる。この場合公共性条件を満たす利害調整は、利害組織化あたつて「公開性」と「参加」を被排除的に同時に満たす機会、すなわち

「公共圏 (Öffentlichkeit)」を提供する」とである。²⁹⁾

公共圏の形成には、次のような機能が含まれる。この供給様式における利害調整は、集合行為として現れる組織化された利害間の調整ではなく、利害組織化に参加する個々人の行為の調整を意味する。

そこで利己的な単独追求行為を排除するためには、消費機会の排除性が参加行為者への行為機制として機能するのだが、この機制は参加する個人に自己の行為を機制させ負担供出させることを正当化する根拠にはならない。個人を配分関係に参加させる点では、消極的な機能しかないのである。公共圏の形成の必要は、利害組織化において相互に確認される個別的利害を集団学習の上で集合的なものに結合させるためにある。つまり、人々の個別的利害が合目的的行為への第一次的動機づけの根拠となるならば、参加した個人の合目的的行為を方向づける第二次的動機づけを内面化させる社会化の過程が利害調整自体に組み込まれることが必要となる。公共圏は、意味付与の契機として学習された行為規範を保持させて、利害組織化とともに成立する配分関係を正当化する機能を託されるのである。

利害調整における二つの公共性条件は、それぞれに消費形態に対応して特徴的なものとなる。「参加の非排除性」は、その条件の第

一のメルクマールであったが、それぞれの配分形態のなかでの機能は異なっていた。前者は、配分決定過程への利害組織化（集合行為）の参加が、後者では利害組織化への個人参加が財の供給の正当化のための要因となっていることが明らかにされた。このことは、公共財の供給に向けての利害組織化が区別される配分形態において

異なる形態と論理を持つことを示唆する。一元的な行為モデルを提起していた経済学的モデルに対して、この二元的モデルは、公共財の供給可能性について集団規模による多元性ではなく、配分形態による多元性を問題提起する。

以上、極めて概略的に消費形態と利害調整における公共性条件について述べた。ここでは、供給—享受の配分関係が集団的主体とどのようにして重複しているかによって、異なる配分形態の輪郭が特定化してきた。またそれとともに、集合行為として顕現する利害組織化形態が財の供給に対してそれぞれ異なる機能と範域を持つている点が示唆される。しかもしも双方の条件が実体化された場合、同質な財の供給を実現しうるとは限らないだろう。むしろ、異なる環境条件のもとで異質な財の供給を満たしうるオールタナティブな機会を提供するだろう。本論の残りの部分では、その配分形態と利害組織化形態を類型として整理して、それぞれ異なる契機を持つた公共財の供給可能性について考察してみよう。

三、配分形態の類型化と利害組織化の論理

公共財の配分形態は、消費機会と利害調整の公共性条件により少くとも二つの類型が設定される。一つは一般的負担供出機構と資源配分の競合的な調整機構を用意した配分形態であり、もう一つは非排除的な行為調整過程と排除的な消費機会を連結した配分形態である。ここで類型の便宜を図るために、前者を「制度モデル (insti-

stitution model)」、後者を「集合体モデル (association model)」と呼ぶ」としよべ。

これらは異なる配分形態に組み込まれている集合行為は、単に配分決定や行為調整に関与する機能のみによって区別されるのではなく、利害組織化自体に内在する合目的的な論理によっても区別される。そこで利害組織化の論理を特定の配分形態における集合行為の財供給可能性と関係づけてみると、以下のようなことになる。

①制度モデルにおける利害組織化

制度モデルにおける配分関係は、供給主体と複数の競合主体から構成され、利害組織化は配分決定過程への参加形態を構成する。利害組織化が財の供給に対して寄与しうる可能性は、供給主体が整備する一連の配分決定過程、具体的に云えば政府と政治的要件主体からなる政治過程から考察される。

この供給形態では、主体間の利害調整が複数の配分プランについて行われる結果、集合行為は決定上の優位性を獲得するために利害組織化される「政治形態」として生じる。また利害調整は、政府ならびに競合的他の集合行為主体との間でバーゲニングを介した形わるので、財の供給可能性はその主体間の相対的な権力関係に依存するという点で、外部性を伴うことになる。

財の供給可能性を検討する上で重要なのは、それが集合行為の目的論的行為に一元的に還元されてしまうことである。財供給に対する利害組織化の貢献度は、集合的行為主体の政治的威力ないし資源動員能力が利害調整に及ぼした成果によって規定されるが、これは

ある財を供給するうえで利害組織化が政治過程での影響力行使において「一二次的なもの」であることを意味する。集合行為は、政治過程への参加行為として利害組織化に必要な資源動員能力とは異なることとは別に、戦略的な行為選択のもとで獲得され、集合行為の供給可能性は、集合行為が母集団に対していかに利害を組織するかといふことと、成功のメルクマールとなる政府の「政策応答性 (policy responsiveness)」によって規定されるようになる。⁽²²⁾

この意味でこの配分形態で集合行為は、政策応答性を最大化するためには利害組織化する集合的な行為主体であり、その論理は他の主体との競合過程において集合的主体をより優位な条件の獲得へと志向させるという意味でそれ自体「単独追求的」なものといえる。

②集合体モデルにおける利害組織化

一方集合体モデルは、供給—享受の配分関係が一つの集団的主体内において完結する配分形態であるとともに、集合行為自体が配分システムとして機能する行為形態を表す。参加単位を個人レベルに置き、一つの集団的主体に消費機会と利害組織化を組み入れるには、制度モデルと違った利害調整が必要である。集合体モデルの公共性条件は、公共圏の形成の上で利害調整の非排除性を保証しつつ、参加者の目的論的に表される行為を誘導するために消費機会に排除性をもたせるのである。

個人の動機づけが参加と深く結び付いているこのモデルでは、消

費機会の排除原理を作動させることで二段階において利害を調整することができる。まず、参加するか否かの選択においては、集合行為が利害組織化の上で目指す目標に同意するか否かに関わって、前提となる利害が調整される。第二にもし参加を選択した場合、利害レベルより行為レベルでの調整がその原理にしたがって遂行される。

この場合の排除原理は、個別的な目的論的行為の制約に関する規範的合意の調達が配分関係における財への接近機会を保証するような機制として機能するのである。このように利害調整は、参加機会において予め選別された合目的的な行為をいかに調整するかに関わる。しかし集合体モデルの場合、こうした行為調整のための規範的機制は、財の供給においては消極的な機能である。個人にとって調整された成果が合理的なものであるためには、行為調整において配分関係の維持のための規範的合意とは別に、財の供給に対する意味付が達成されることが必要となる。公共圏形成は、便益享受に対する第一次的動機づけ、すなわち利己的かつ単独追求的な利害選択を排除し、集合的なアイデンティティに基づく第二次的動機づけを学習させる社会化機能を持つ。集合体モデルにおける集合行為は、集團的な学習過程として意味付与ならびに、その意味を象徴的に保持する集合的アイデンティティの形成を目指すなかで、財の供給を達成させる利害組織化を保証するのである。

集合行為の行為モデル

以上のように利害組織化において対照的な行為形態が現れることから、財の供給可能性はそれぞれ類型化された配分形態とそれに対応する集合行為形態によって規定されることが提起できる。またその供給可能性が確定される際には、両類型に関してそれぞれ準拠する行為モデルを明らかにすることができます。利害組織化の論理は、この行為モデルに関わって説明されるであろう。ハーバーマスは彼の行為論において二元的行為概念、「戦略的行為」と「コミュニケーション行為」を提起しているが、利害組織化を担う集合行為形態を特徴づける行為モデルを考察するとき、その行為概念区分は示唆に富む。⁽²²⁾

戦略的行為は、行為主体間の相互状態において、「合理的選択基準」に準じて課題達成を志向する目的合理的行為である。それは、行為遂行を合理的選択によって最大限のアウトプットを引き出すよう方向づけられるものであり、その際主体間関係にあって合理的敵手である行為主体の決定にどれだけの影響力を行使しうるかという点で行為遂行の有効性が評価される。ここでの特徴は、行為自体の有効性を敵手からの「応答性」によって規定することであり、これにより行為遂行の成果の程度を第一義的に各行為主体の単独行為に還元する。

それに対してコミュニケーション行為は、各行為主体の目的論的

行為 (teleological action) を言語媒介的な「理解」、すなわち合意形成を目指す過程で規範拘束的に連結する「行為調整行為」である。コミュニケーション行為の遂行成果は、戦略的行為のように単独の行為主体の有効性の程度から評価されるのではなく、各主体にとって集合的なものと認知され、また調整に向けられた各行為主体の目的論的行為プランおよびそのアウトプットを調整する限りにおいて評価される。

ハーバーマスは、合目的的行為が方向づけられる過程から、戦略的行為を「成功に向けて発動する行為」、またコミュニケーション行為を「理解に向けて発動する行為」として言い表している。

さてこの行為概念を集合行為形態と結び付けるとどうなるか。まず制度モデルは、配分決定に関わる政治過程の中で利害組織化を競合的な主体へと方向づける形で公共性条件を満たす装置である。もしわれわれが制度モデルにおいて集合行為形態に現れる利害組織化の論理を捉えようとするならば、集合行為の「戦略的行為」は度外視できない課題となるだろう。戦略的行為化は、集合行為に敵手の応答性を引き出す単独の実現能力を最大化しないし満足化させる要件を求める力学を示す。この力学を行為モデルの内在的論理として分析対象にするならば、単独の行為主体を単位とした目的合理的な活動に対し、適合的かつ有用な技術論的知見を産み出す方法論的基礎をもたらすことができる。すなわち、財の供給可能性を集合行為の組織的有効性の観点から導出する方法を採用しうる。他方、コミュニケーション行為は、集合体モデルにおける行為主

体間の行為調整の要件を課題にする場合、集合行為の論理を把握する前提となる。いかに私的利害を調整するかという問題は、制度的枠組みにおける消費と利害組織の分離によって解決しようという場合とは別に、集団学習における社会化の方向を提起する。集合体モデルにおける財供給の可能性を考察するには、そうした行為調整に関わる個人相互の社会化の文脈と無関係で、配分運営の経済性を議論することはできないようと思われる。

財供給の契機が全く異なった行為モデルから導きだされるこの議論は、十分検討するに値するだろう。なぜなら、もしこれが正しければ、公共財の供給について全く異なった組織論を構築しなければならないからである。これらの行為モデルがそれぞれの配分形態に組込まれる場合、財の供給に向けて固有の資源動員問題を抱える集合行為の動態が浮かび上がってくる。

また、この配分形態の類型は、公共財が特定された供給主体と享受主体の配分関係だけからではなく、社会領域の多元的な関係から生じうることを示唆する。もつともその場合、財の供給様態やそれに付与された公共性は異なってくることは想像に難くない。しかし集合体モデルのように集合行為自体の意味付与行為に託された公共性条件の実現は、公共生活において特定的に囚われやすい「公共の利益」に対する観念を相対化する学習機会を提起するだろう。公共財の二元的な概念モデルは、そうした相対化された公共性と人々との行為の範域についてささやかな観点を提起するのである。

結論と課題

本論は、援用概念にとどまっていた公共財概念を三つの点から捉え直し、社会学的な考察対象へと導いた。まず公共財が財の内在的性質それ自体ではなく配分形態によって定義されてくると主張した。その際、いかに財の供給可能性を個々人の裁量から離すかにより、あるニーズを果たすために配分形態が特定化され、その調整過程において特徴的な機能を担う集合行為形態が生起することを示唆した。次にその配分形態が単一の配分形態ではなく、消費機会と利害調整との関連から二つの形態類型が現れることを強調した。利害組織化は各配分形態において対比される論理性を持つており、異なる形態に対応して利害組織化形態が独自の論理性を持つた行為モデルを構成する点を主張した。集合行為が担う財供給可能性は、それゆえその行為モデルに準拠して検討されねばならないことを結論づけた。

本論の配分形態と利害組織化形態を結合する説明モデルは、財の供給に関する人々の個人的な合理的裁量が第一義的な条件であると、いう方法的個人主義の前提に対する疑問から出発した。そこで類型化された配分形態のうち集合体モデルは、集合財アプローチと同様に、個人参加を前提として財の供給を担う集合行為を特徴づけるものである。しかし、そこでは、個々人がいかに合理的選択を達成す

るかのコンテインジメントな成果の集積ではなく、いかに戦略的な利益追求行為を制御するかの集団的学習が財の供給可能性に関連するものだと指摘した。一方制度モデルは、個人の合理的選択の範域を許容しつつも、それが集合行為への参加に対する判断に限定されることを示唆している。以上のことは、公共財の供給可能性が集合行為を特徴づける行為モデルに関連して検討されることを示唆している。公共財問題に関する概念枠組みは、従来の法論的個人主義的の行為モデルの有効性について再考を促している。

最後に、本論で提示した視点の含意とその課題を示したい。公共財について理論対象から現実対象に立ちかえったならば、否応なく実際的かつ支配的な公共財の供給機会に思いを馳せなければならぬだろう。現実的に公共財の供給を可能にする配分関係は、排他的に国家によって用意されているものと考えるのが自明のように見える。だから、社会学においても問題設定上の第一の標的は、国家公共財の存立様態と見做されても不思議ではない。もしそうであるならば、われわれはもっぱら本論で示された制度モデルについて考察すればよいことになる。しかしここに配分形態の二類型を設定するのは、いうまでもなく公共財供給の多元性を見止めようとする認識論的的前提があるからに他ならない。

歴史的に資源配分の共同性を考えるならば、国家による管理形態はひとつの中にはならない。人々は共同体を構成するようになつてから、共有する資源の利用についての様々な方法をもたらしてきた。先に述べたように、本来公共財は社会過程によって複合的な資

源の利用によって供給される資源形態である。つまりそれは固有の

資源の提供に限定されるものではなく、共通の生活条件に関わる複合的な資源提供をもたらす生活機会の形態 자체をも表しているといえよう。つまり生活機会自体が公共財と見做されるのである。この観点からすれば、今日の支配的な公共財の供給問題に対する社会学的な視野が現れてくる。すなわち、後期資本主義では、国家公共財は「システム統合」のうえで再構成され制御される生活機会形態を意味し、人々は正当な権利を持った享受主体のようにそのシステム維持の要素に組込まれる状態を表現する。その際、社会生活領域への国家介入という形で国家公共財の供給が人々の生活機会の制御問題と不可分になるにつれ、集合行為がいかなる方向において利害組織化をするかを検討する枠組みを提起することができる。国家公共財の在り様が配分形態と集合行為の関係から窺えるようになるのである。

ところでそもそも生活機会の契機は、生活世界において生じるものである。そうであるならば、生活世界における生活機会の組織化問題もまた、国家公共財との対比の上で考察されねばならない。われわれは、公共財の供給における集合行為の位置と機能に注意した。今日、集合行為自体が公共財を追求する様態は、生活機会を獲得しようという社会運動にも現れる。集合行為は絶えず公共性条件が反映された資源形態を変えてゆくとともに、公共性についての定義すなわち生活機会に付与された意味を変えてゆく。社会運動に見られる新しい傾向は、この力学の様態を表現しているといえ

るのである。⁽²³⁾

本論で提起した公共財の視点は、配分形態と利害組織化形態の関係を類型的に考察することで、国家—社会の間にあって「介入」と「浸透」の相互性を媒介的に表現する公共生活領域、そこにおいて現れる集合行為の論理と機能を説明する枠組みを提起するものとなる。しかしこの視点は、まだ生硬で規範的な考察にとどまっている。今後、大きく別けて二つの文脈で論証していかねばならない。

第一の文脈は、歴史的に公共的な配分とその意味の変化を確定する通時的水準である。つまり、時代の社会的生産に対応する公共的な資源管理の位置づけがどのように変化しているのか。またどうような方向で公共性が問われているのか。これらの疑問に応えていかねばならないだろう。第二の文脈は、利害組織化の組織論的な課題を考察する水準である。これまで公共財の供給に関する組織論的考察と云うのは、限定された範囲でしか議論されてこなかつた。今後、多元的な利害の組織化の動向が相対化される共時的な射程の上でで集合行為の組織的性能が解明されてゆくだろう。

公共財問題への社会学的アプローチは、いまだ未開拓である。しかし後期資本主義の現在において、そのアプローチの展開は社会理論の上でも、組織論・運動論の上でも重要な課題を提起するものといえる。

- (1) 経済学及び財政学における公共財の理論は Samuelson, P. A. "Diagrammatic exposition of a theory of public expenditure" *Review of Economic and Statistics* 1955, 37, 350-356 pp.; Musgrave, R. Theory of Public Finance 1959. McGraw-Hill. 参照。
- (2) Castells, M. "Collective consumption and Urban Contradictions in Advanced Capitalism." In *City, Class and Power*. 1972. MacMillan Press. 15-36 pp. 参照。吉原直樹・坂崎信彦 講著「都市論のトロハル ベト—新都市論の挑戦」一丸へ長井・木戸謙一編著「第四章 ものの競争論」。
- (3) Offe, C. *The Contradictions of Welfare State*. 1984. Hutchinson. Ch. 3, Ch. 10.
- (4) Bell, D. *The Cultural Contradiction of Capitalism*. 1976. Basic. 270p.
- (5) 国家によつて供給される公共財は市場交換と異なり、一般財源としての租税に依存する。しかし、したがって負担供出は、消費に関する個人の選択の範囲ではなく、それ以上、経済学では負担供出し続けることによる不可視的な交換を消費の一部とはみなしてはならない。しかし、純粋な意味でのただ乗りでもなくかぎり、財への接近可能性は、負担を供出するといつてよる「潜在的な消費」によつてはじめて個々人に提供されるのである。
- (6) 資源配分のための公共経済学の枠組みについて、宇沢弘文「公共経済学を求めて」一九八七年、岩波書店、一一一五一一四〇頁。
- (7) いのちの功利主義的な考え方は、とくに厚生経済学において根深く受け入れられた思想的仮定でもある。利害調整における規範的前提を考察していながら、そこには、単位としての個人の間でなれる競合的交換関係から制度的な問題を投射するのに都合がよき反面、関与する個々人の利害確認や理解を無意味なものじゅう。清水幾太郎「倫理学ノート」一九七一年、岩波書店、119-136pp.
- (8) 財の供給と規模の経済・不経済との関係について Benjamin, R. *The Limits of Politics*. 1986. University of Chicago Press. 14p.
- (9) Olson, M. *The Logic of Collective Action*. 1965. Ch. 3. 依田博森 脇後雅記「集合行為論」(「ネルセント書房」一九八二年)
- (10) ナニハの議論の核心は、元的集合行為論の批判による。Offe, C. "Two logics of collective action" In Zeitlin, M. (ed.) *Political Power and Social Theory*. Vol. 1, 1980. 67-115p.
- (11) なにかが、集合財團論を扱った社会学の研究文庫として、その著者である Tillotson, H. and Morrison, D. E., "Group size and Contributions to Collective action: Examination of Olson's theory using data from Zero Population Growth, Inc." In Kriesberg, L. (ed.) *Research in Social Movements, Conflict, and Change*. Vol. 2, 1979. 131-158.
- ; Smith, J. "Communities, associations, and the supply of collective goods," *American Journal of Sociology*. Vol. 82, No. 2. 1977. 291-308p.; Oliver, P. "If you don't do it, nobody else will: Active and token contribution to local collective action." *American Sociological Review*. Vol. 49 1984. 601-610pp.
- (12) 集合行動とロードマップ Benjamin, op. cit., 8-16pp.
- (13) Benjamin, op. cit. 17-29pp.
- (14) Olson, op. cit.
- (15) 集合行為因に沿うて、一ターミナルの形成と展開について Frohlich, N., J. A. Oppenheim, C. A. Young. *Political Leadership and Collective Goods*. 1971. Princeton University Press. Ch. 1. 18-25pp.
- (16) 例へば、集合行為アプローチの代表的な業績であるオルソンによる「他の利害集団との区別が明確にならないような組織」(McFarland, A. S., *Public Interest Lobbies: Decision making on energy*. 1976. American Enterprise Institute for Public Policy Research. 30p. 参照)、Kimber, R. "Collective action and the fallacy of the liberal fallacy." *World Politics*. Vol. 33. 1981. 178-196pp.
- (17) たゞ、これは分配問題を扱う政治過程内の集合行為間で現れる実績の差が組織化論理の相違によって引き起されるのだと指摘している。Offe, 1980. op. cit.
- (18) 経済の縮小性について Hirsh, F. *Social Limits to Growth*. 1976. Harvard University Press. Ch. 2.
- (19) いのちの元的交換関係を経済学では「間接的交換」も呼ぶものと理解する。

- (20) 共同體の「公眾性」と「參政」の構造化とその変遷 Habermas, J. *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*. 1962. Neuwied. 翻訳監修版「共同體の構造化と変遷」一九七二年、未来社
- (21) 集合的行為と政策応答性の関係について Schumaker, P. D. "Policy responsiveness to protest group." *Journal of Politics*. Vol. 13. 1975. 437-459pp.
- (22) Habermas, J. *Theorie des kommunikativen Handelns*. Band 1. 369-452 ff.
- (23) 西欧社会の新運動の新たな動向について Kitchelt, H. "New social movements in West Germany and the United States." *Political Power and Social Theory* Vol. 5. 1985. 237-324pp.